

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（<u>国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u>）が行う場合を除く。以下この6及び7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>別表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（<u>国</u>）が行う場合を除く。以下この6及び7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>7 (略)</p>